

令和5年5月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

## A P I 利用規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、システム移行等に伴い、下記のとおりA P I 利用規定を改定いたします。

なお、改定後の新规定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

令和5年6月6日（火）

#### 2. 対象となる預金規定

群馬県信用組合 A P I 利用規定

#### 3. 改定内容

「新旧対比表」をご参照ください。



群馬県信用組合

頁	旧	新
1	<p>第1条 APIサービス</p> <p>1. APIサービスとは、群馬県信用組合（以下「当組合」という。）が提供するインターネットバンキングサービス（以下「インターネットバンキング」という。）<u>の一部機能について</u>、お客さまが利用するAPI連携事業者（APIを介してお客さまにさまざまなサービスを提供する外部事業者の総称。）の依頼に基づいて、API連携事業者が提供するサービスと連携させることが可能になるサービスのことをいいます。</p> <p>2. APIサービスの利用にあたっては、お客さまが以下の全ての条件を満たすことが条件となります。</p> <p>(1) 当組合とインターネットバンキングの利用に必要となる契約を締結していること</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) APIサービスの提供について、当組合が定める事項についての同意、API連携認証（<u>利用登録</u>）の完了その他当組合所定の手続を経ていること</p> <p>3. 省略</p> <p>第2条 APIサービスについて</p> <p>1. APIサービスにおいて、当組合からAPI連携事業者<del>に提供される機能は以下のものと</del>します。</p> <p>(1) お客さまの<u>口座の残高照会</u></p> <p>(2) お客さまの<u>口座の入出金明細照会</u></p> <p>これらの機能はAPI連携事業者を介してお客さまに提供されるものとなります。また、これらの機能が提供されるのは、当組合のインターネットバンキングのサービス時間帯に限られます。</p> <p>2. API連携事業者<del>に連携する口座種類は以下のとおりです。お客さまがインターネットバンキングに登録済みの口座が対象となります。</del></p> <p>(1) <u>当座預金</u></p> <p>(2) <u>普通預金</u></p> <p>(3) <u>貯蓄預金</u></p>	<p>第1条 APIサービス</p> <p>1. APIサービスとは、群馬県信用組合（以下、「当組合」といいます。）が提供するインターネットバンキングサービス（以下、「インターネットバンキング」といいます。）<u>またはAPIを使用して</u>、お客さまが利用するAPI連携事業者（APIを介してお客さまにさまざまなサービスを提供する外部事業者の総称。以下同じ。）の依頼に基づいて、API連携事業者が提供するサービスと各種情報を連携させることが可能になるサービスのことをいいます。</p> <p>2. APIサービスの利用にあたっては、お客さまが以下の全ての条件を満たすことが条件となります。</p> <p>(1) 当組合とインターネットバンキングの利用に必要となる契約を締結している、<u>または[当組合のキャッシュカードが発行されている等]当組合所定の要件を満たす普通預金口座、貯蓄預金口座（以下、総称して「普通預金口座等」といいます。）を保有していること</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) APIサービスの提供について、当組合が定める事項についての同意、API連携認証の完了その他当組合所定の手続を経ていること</p> <p>3. 省略</p> <p>第2条 APIサービスについて</p> <p>1. APIサービスにおいて、当組合からAPI連携事業者<del>に提供される情報は以下のものと</del>します。</p> <p>(1) お客さまの<u>口座情報</u></p> <p>(2) お客さまの<u>流動性預金口座の残高、入出金明細</u></p> <p><u>(3) お客さまの定期預金の明細</u></p> <p>これらの情報はAPI連携事業者を介してお客さまに提供されるものとなります。また、これらの情報が提供されるのは、当組合<u>所定のインターネットバンキングのサービス時間帯またはAPIサービスのサービス時間帯</u>に限られます。</p> <p>2. API連携事業者<del>に連携する口座種類は以下のとおりです。ただし、API連携事業者<del>に全ての</del>口座が連携できることを保証するものではありません。</del></p> <p>(1) <u>普通預金</u></p> <p>(2) <u>貯蓄預金</u></p> <p>(3) <u>カードローン</u></p>

頁	旧	新
2	<p>3. A P I サービスを利用するにあたり、お客さまは、A P I 連携事業者とご契約を行ったうえで、第4条第1項のA P I 連携認証<u>(利用登録)</u>を行う必要があります。A P I 連携事業者との契約にあたっては、お客さまが、自らの責任においてA P I 連携事業者との契約内容を検討し、契約を行うものとします。</p> <p>4. 省略</p> <p>第3条 利用手数料 省略</p> <p>第4条 A P I サービスの利用</p> <p>1. A P I サービスの利用開始にあたっては、A P I 連携事業者が提供するサービス経由で<u>当組合のインターネットバンキング</u>で使用する<u>認証方法</u>による本人確認を受け、当組合が定める事項に同意した上で、A P I 連携事業者ごとにA P I 連携認証<u>(利用登録)</u>を行う必要があります。また、ご利用から一定期間を超えた場合には、再度A P I 連携認証<u>(利用登録)</u>を行う必要があります。 A P I 連携認証<u>(利用登録)</u>は、当組合のインターネットバンキングのサービス時間帯に行うものとします。</p> <p>2. 前項のA P I 連携認証<u>(利用登録)</u>完了後、当組合は、A P I 連携認証<u>(利用登録)</u>を行ったお客さまの本人確認方法として、トークン(認証キー)を発行し、A P I 連携事業者に付与します。当組合は、トークン(認証キー)の有効期間中、A P I 連携事業者によるトークンの使用がなされたことをもって、お客さまの指図に基づいてトークンが使用されているものとみなし、本人確認を完了するものとします。</p> <p>3. ～4. 省略</p> <p>5. ～7. 省略</p>	<p>(4) <u>納税準備預金</u></p> <p>(5) <u>定期預金</u></p> <p>(6) <u>当座預金(ただし、インターネットバンキングに登録済みの口座である場合に限りです。)</u></p> <p>3. A P I サービスを利用するにあたり、お客さまは、A P I 連携事業者と契約を行ったうえで、第4条第1項のA P I 連携認証を行う必要があります。A P I 連携事業者との契約にあたっては、お客さまが、自らの責任においてA P I 連携事業者との契約内容を検討し、契約を行うものとします。</p> <p>4. 省略</p> <p>第3条 利用手数料 省略</p> <p>第4条 A P I サービスの利用</p> <p>1. A P I サービスの利用開始にあたっては、A P I 連携事業者が提供するサービス経由で<u>当組合所定の認証方法(インターネットバンキングで使用する認証方法を含みますが、これに限られません。)</u>による本人確認を受け、当組合が定める事項に同意した上で、A P I 連携事業者ごとにA P I 連携認証を行う必要があります。また、ご利用から一定期間を超えた場合には、再度A P I 連携認証を行う必要があります。 A P I 連携認証は、当組合のインターネットバンキングのサービス時間帯<u>または当組合所定のA P I サービス時間帯</u>に行うものとします。</p> <p>2. 前項のA P I 連携認証完了後、当組合は、A P I 連携認証を行ったお客さまの本人確認方法として、トークン(認証キー)を発行し、A P I 連携事業者に付与します。当組合は、トークン(認証キー)の有効期間中、A P I 連携事業者によるトークン<u>(認証キー)</u>の使用がなされたことをもって、お客さまの指図に基づいてトークン<u>(認証キー)</u>が使用されているものとみなし、本人確認を完了するものとします。</p> <p>3. ～4. 省略</p> <p>5. お客さまは、A P I 連携事業者のサービス経由でA P I サービスをご利用いただく場合、当該A P I 連携事業者のセキュリティレベルでの利用となることを了承するものとします。</p> <p>6. ～8. 省略</p>
3		
4		

群馬県信用組合 API 利用規定 新旧対比表

が改定箇所

頁	旧	新
	<p>第5条 APIサービスの変更・取止め</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省略</li> <li>2. お客さまがインターネットバンキングの解約を行った場合その他第1条第2項の利用資格を喪失したときは、APIサービスの提供についても当然に取止めとなります。</li> <li>3. 省略</li> </ol> <p>第6条 提供情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. APIサービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当組合のシステム上提供可能なものに限られます。当組合のインターネットバンキングのサービス時間帯以外であることその他の事情により、API連携事業者が提供するサービスにおいて提供される情報は、最新の情報またはすべての情報を反映したものでないことがあります。</li> </ol> <p>第7条 その他免責事項 省略</p> <p>第8条 関係規定の適用・準用 省略</p> <p>第9条 サービス内容または規約の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当組合は、APIサービスまたはAPI利用規定の内容を、お客さまに事前に通知したうえで変更することがあります。<u>ただし、やむを得ない場合は、事前に通知することなく変更することができるものとします。</u>変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当組合所定の方法によりお客さまに周知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上 (2019年11月26日現在)</p>	<p>第5条 APIサービスの変更・取止め</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 省略</li> <li>2. お客さまが第1条第2項の利用資格を喪失したときは、APIサービスの提供についても当然に取止めとなります。</li> <li>3. 省略</li> </ol> <p>第6条 提供情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. APIサービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当組合のシステム上提供可能なものに限られます。当組合のインターネットバンキング<u>または当組合所定のAPIサービスのサービス時間帯</u>以外であることその他の事情により、API連携事業者が提供するサービスにおいて提供される情報は、最新の情報またはすべての情報を反映したものでないことがあります。</li> </ol> <p>第7条 その他免責事項 省略</p> <p>第8条 関係規定の適用・準用 省略</p> <p>第9条 サービス内容または規約の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当組合は、APIサービスまたは本API利用規定の内容を、お客さまに事前に通知したうえで変更することがあります。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当組合所定の方法によりお客さまに周知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上 (2023年6月6日現在)</p>